

議案第17号

負担付贈与の受入れについて

上記の議案を提出する。

令和3年2月15日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

負担付贈与の受入れについて

下記により負担付贈与を東京都から受け入れる。

記

1 贈与物件

都営仲宿母子アパート

所在	種別	地目及び構造等	面積（平方メートル）
板橋区仲宿 52番9、 同番24及 び同番27 （住居表示 板橋区仲宿 52番9号）	土地	宅地	1,447.93
	建物	住宅建 鉄筋コンクリート造 4階建 1棟（28戸）	1,258.07
		雑屋建 軽量鉄骨造 自転車置場 平屋建 3棟 軽量鉄骨造 物置 平屋建 1棟	22.50 6.38

2 贈与条件

- (1) 板橋区は、この土地を、譲与契約の締結の日から起算して20年間区営住宅敷地として使用しなければならない。

- (2) 板橋区は、この建物を建て替えるものとする。建設された区営住宅は、譲与契約の締結の日から起算して20年間区営住宅として使用しなければならない。
- (3) 板橋区は、(1)及び(2)に定める用途を変更し、若しくは廃止し、又は財産を貸し付け、若しくは処分しようとするときは、あらかじめ書面による東京都の承認を受けなければならない。
- (4) 板橋区が譲与契約書に定める義務を履行しないときは、東京都は、催告をしないで、契約を解除することができる。

(提案理由)

都営仲宿母子アパートの土地及び建物の贈与を東京都から受け入れる必要がある。

なお、この議案は、地方自治法第96条第1項第9号の規定に基づき提出するものである。